

芽室町生活排水処理基本計画の概要(計画期間:令和3年度～令和8年度)

第1章

基本的事項

●計画の基本的な考え方

本計画は、廃棄物処理法第6条の規定による一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみを除く一般廃棄物のし尿、浄化槽汚泥の処理を中心として、生活排水全般にわたる適正処理を推進するための基本計画として策定するものです。

●生活排水処理の現状

令和元年度のし尿の排出量は1,218.80KLとなり、前年度と比較して89.1KL減少しています。一方、浄化槽汚泥の排出量は2,836.30KLとなり、前年度と比較して64.8KL減少しています。

過去5年間の排出量はし尿・浄化槽汚泥を合わせて3,800KLから4,200KLで推移しており、大きな変動はありません。

また、計画年度の平成30年度及び令和元年度の生活排水処理施設の整備率は97.4%となっています。

第2章

前計画の総括

【前計画の目標達成状況(目標値と令和元年度実績の比較)】

| 指標 | 基準値 (H28年度) | 実績値 (R1年度) | 目標値 | 達成状況 |
|---------|-------------|------------|-------|------|
| 生活排水処理率 | 97.1% | 97.4% | 98.0% | 未達成 |

第3章

生活排水処理の取組の方向性

●基本方針

公共下水道・合併処理浄化槽・農業集落排水処理の各事業により生活排水の適正処理を行い、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公共衛生の向上を図ることを目的とします。

生活排水対策の基本として、排水の適正処理に関する啓発とともに、生活排水処理施設を逐次整備していくために、次の4つの基本方針に基づき進めます。

【方針】

- 1 公共下水道区域の未接続家屋への接続指導を行い、公共下水道の利用の促進を図ります。
- 2 公共下水道整備が困難な地域については、各戸または共同の合併処理浄化槽により処理します。
- 3 単独処理浄化槽を設置している家庭や事業所については、生活排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を指導します。
- 4 町民や事業所等に合併処理浄化槽設置を浸透させるため、啓発運動の推進を図ります。

●基本目標

| 指標 | 基準値 (H28年度) | 目標値 (R8年度) |
|---------|-------------|------------|
| 生活排水処理率 | 97.4% | 98.0% |

●施策の展開

- (1) 生活雑排水の適正処理
- (2) し尿・汚泥の適正処理
- (3) 広報・啓発活動